

駐車制限日の駐車場管理について

草薙総合運動場

1 駐車制限日の駐車場管理の方法

草薙総合運動場駐車場の駐車制限日には、原則として午前6時から正午までの間、駐車制限している駐車場に警備員並びに誘導員（以下「警備員等」という。）を配置して駐車場の管理を行います。

警備の方法は、指定管理者が民間会社の警備員を配置して管理する場合（以下「警備員管理」という。）と主催者がスタッフを警備員等として配置し、自ら管理する場合（以下「主催者管理」という。）の二通りの方法があります。

2 警備員管理と主催者管理の比較

区 分	警 備 員 管 理	主 催 者 管 理
駐車場整理負担金 (承認された駐車台数に応じて、指定管理者が別に定める駐車場整理負担金が発生)	必要	不要
警備員等の手配	指定管理者	主催者
駐車券の作成	指定管理者	主催者
駐車場管理計画書の作成・提出(この計画書と同時に駐車券の見本を事前に指定管理者あてに提出する。)	不要	必要

3 主催者管理が可能な条件

主催者管理が可能な条件は、指定管理者が行う駐車場利用調整の結果、単一の駐車場を一つの団体で使用できる場合に限ります。

4 主催者管理を希望するとき

主催者管理を希望する利用団体は、利用日の属する前月の10日までに指定管理者あてに書面で申し出てください。調整の結果は改めて連絡させていただきます。

5 主催者管理の留意事項

主催者管理のために過大な台数を申請することは、他施設利用者との公平性が保てなくなるほか一般利用者からクレームが出る恐れがありますので、ご遠慮ください。

また、駐車券の作成についてご希望があれば有料で申し受けますので、同時にお申し出ください。